

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【公表番号】特表2008-508446(P2008-508446A)

【公表日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-011

【出願番号】特願2007-524257(P2007-524257)

【国際特許分類】

D 07 B 1/06 (2006.01)

B 60 C 9/00 (2006.01)

B 60 C 9/20 (2006.01)

【F I】

D 07 B 1/06 A

B 60 C 9/00 L

B 60 C 9/20 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月23日(2008.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1+N構造の2つの層(C1,C2)を有し、ゴム引きされ、直径d<sub>1</sub>の單一コアワイヤから成るコア又は内側層(C1)及び前記内側層(C1)にピッチP<sub>2</sub>で螺旋をなして一緒に巻き付けられた直径d<sub>2</sub>のN本のワイヤの飽和外側層(C2)を有するコンパクトな金属ケーブルにおいて、前記層状ケーブルは、

以下の特徴(d<sub>1</sub>、d<sub>2</sub>、P<sub>2</sub>の単位は、mm)、即ち、

-0.15 < d<sub>1</sub> < 0.50

-0.15 < d<sub>2</sub> < 0.50

-8 < P<sub>2</sub> < 25

を有し、前記コアワイヤは、ジエン系ゴムのシースで包囲され、前記ジエン系ゴムは、前記コアワイヤと前記外側層C2の前記ワイヤとの間の隙間を少なくとも部分的に埋めている、ケーブル。

【請求項2】

前記ゴムシースのジエンエラストマーは、ポリブタジエン、天然ゴム、合成ポリイソブレン、ブタジエンコポリマー、イソブレンコポリマー及びこれらエラストマーの混合物から成る群から選択される、請求項1記載のケーブル。

【請求項3】

前記ジエンエラストマーは、天然ゴムである、請求項2記載のケーブル。

【請求項4】

前記ゴムシースは、補強充填材としてカーボンブラックを含む、請求項1~3のうちいずれか一に記載のケーブル。

【請求項5】

前記ゴムシースは、架橋状態では、10%伸び率における割線引張モジュラスE10が、5~25MPaである、請求項1~4のうちいずれか一に記載のケーブル。

【請求項6】

以下の特徴（ $d_1$ 及び $d_2$ の単位は、mm）、即ち、

- $0.15 < d_1 < 0.50$
- $0.25 < d_2 < 0.40$
- $0.6 < (d_1 / d_2) < 1.25$

を有する、請求項1～5のうちいずれか一に記載のケーブル。

【請求項7】

以下の特徴（ $d_1$ 及び $d_2$ の単位は、mm）、即ち、

- $0.20 < d_1 < 0.48$
- $0.25 < d_2 < 0.40$
- $0.8 < (d_1 / d_2) < 1.2$

を有する、請求項6記載のケーブル。

【請求項8】

$p_2$ は、10～20mmである、請求項1～7のうちいずれか一に記載のケーブル。

【請求項9】

$p_2$ は、14～18mmの範囲内にある、請求項1～7記載のケーブル。

【請求項10】

前記層C2は、6本又は7本のワイヤから成る、請求項1～9記載のケーブル。

【請求項11】

前記コアワイヤを包囲している前記ゴムシースは、0.01mm～0.10mmの最小厚さを有する、請求項1～10のうちいずれか一に記載のケーブル。

【請求項12】

請求項1～11のうちいずれか一に記載のケーブルで補強されたタイヤ。

【請求項13】

2つのビード内に繫留され、ベルトにより半径方向に包囲されたカーカス補強材を有し、前記ベルトが、2つのサイドウォールにより前記ビードに接合されたトレッドによって包囲されている請求項2～6記載のタイヤであって、前記ベルトは、請求項1～12のうちいずれか一に記載の金属ケーブルを有する、タイヤ。